

移住促進特別支援事業（就業・起業タイプ）

東京圏 埼玉 千葉 東京 神奈川 から 新潟市への U・Iターンで



交付 30万円

(1世帯あたり)

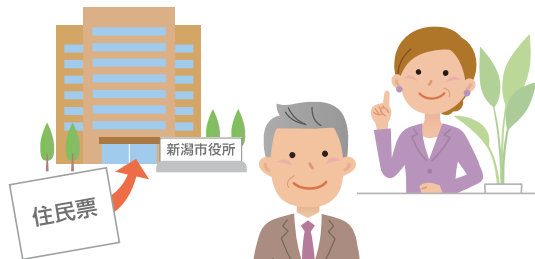
<対象要件> ※①～③の全ての要件を満たすこと

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京圏に在住**していたこと。

② 新潟市に関する要件

- 令和2年7月1日～令和3年3月31日**の間に新潟市に住民票を移して転入し、かつ就業を開始したこと。
- 申請時において、新潟市に転入後1か月以上6か月以内であること。
- 申請日から3年以上、継続して新潟市に居住する意思を有していること（※申請日から3年未満に本市から転出した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます）。など



③ 仕事に関する要件 ※A就業 または B起業のいずれかの要件を満たすこと

A 就業の場合（下記の要件全てを満たすこと）

- 就業先が、新潟県の運営する「**企業情報ナビ**」、又は新潟市就職応援サイト「**にいがたで働こう**」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く）であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいた就業で、申請時において連続して1か月以上在職していること。
- 申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること（※申請日から1年以内に特別支援金（就業・起業）の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます）。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用（新卒採用を除く）であること。 など

【企業情報ナビ】



【にいがたで働こう】



B 起業の場合（下記のいずれかを満たすこと）

- 公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるU・Iターン創業応援事業の交付決定を受けて1年以内であること。
- 新潟市中小企業開業資金貸付の融資決定を受けて1年以内であること。

<支援額> **1世帯あたり30万円**

【申請受付開始】

令和2年7月1日(水)～

【申請期限】新潟市に転入後6ヵ月以内。

事業の詳細・申請様式のダウンロードはこちらから



ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく「移住支援金」及び新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱第8条に基づく「特別支援金（体験居住）」の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業）の交付を受けることができません。

【問い合わせ】新潟市経済部雇用政策課 新潟暮らし推進室 TEL : 025-226-2149